

業務管理体制に係る届出

介護保険法により、介護サービス事業者（法人）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることになっています。

1 業務管理体制の整備の内容

指定・許可を受けている事業所等の数※	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行状況調査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

※ 事業所等の数には介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス）は除いてください。

例えば、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を行っている事業所の数は2となります。

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

2 業務管理体制の整備に関する届出について

業務管理体制の整備に係る届出については、原則、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（電子）で行っていただいております。

登録・申請等のマニュアルにつきまして、本市ホームページ「ID_1007084」をご確認ください。

3 業務管理体制の届出先

区 分		届 出 先
指定事業所が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者		厚生労働大臣
指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者		事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
指定事業所が栃木県内のみ に所在する事業者	地域密着サービス（介護予防を含む）のみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町長

	全ての指定事業所が宇都宮市内に所在する事業者	宇都宮市長
	上記以外の事業者	栃木県知事

4 業務管理体制の届出が必要な事由

① 新規で業務管理体制の整備に関して届け出る場合

新規指定後、事業者宛に業務管理体制の整備に係る届出についてメールを送付いたしますので、手順に沿って届け出をお願いいたします。

② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

③ 届出事項に変更があった場合

以下の項目が変更された場合、届け出をお願いいたします。

- ・ 法人の名称
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名，生年月日
- ・ 代表者の住所，職名
- ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程
- ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要

5 業務管理体制に係る一般検査

宇都宮市が管轄となっている法人については、約5年に1回のペースで一般検査を実施しています。

令和7年度は47法人に対してすべて、業務管理体制に係る一般検査を実施しました。

一般検査を実施した中で、法令遵守責任者が変更されていたにもかかわらず、変更の届出が提出されていなかった事例や、法令遵守に係る規程や指針が曖昧な事例が確認されました。法令遵守のための適切な業務管理体制の整備をお願いいたします。